

## B棟改築工事基本実施設計見直しに係る調査業務委託プロポーザル実施要領

### 1 業務の目的

公立長生病院（以下「当院」という。）のB棟改築工事基本実施設計については、52床を返還する予定で令和5年8月に設計を終えているが、建設費の高騰、広域組合の大型事業（最終処分場建設や消防庁舎建替え）との建設が重なったことなどから、2年先送りとなり、設計見直しにより建設費を縮減したうえで、令和7年度から現地で建替え工事を計画していた。

しかしながら、建設費の高騰のほか、続くC棟の維持補修や建替え、依然として厳しい経営状況、当組合構成市町村財政の負担増など諸問題があり、52床の活用を含め今後の病院施設の整備方針等を再度判断するため、医療需要の分析、将来的な病院機能や体制、病院施設の建替方法等、専門的な見地からコンサルティング業務を委託するものである。

### 2 業務の概要

#### (1) 業務の名称

B棟改築工事基本実施設計見直しに係る調査業務委託（以下「本業務」という。）

#### (2) 履行場所

千葉県茂原市本納2777番地 公立長生病院

#### (3) 業務内容

別紙「B棟改築工事基本実施設計見直しに係る調査業務委託仕様書」のとおり。

#### (4) 委託期間

契約締結の翌日から令和7年12月26日（金）まで

#### (5) 業務委託限度額

12,760,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※この金額は、契約時の予定額を示すものではない。

### 3 参加資格

次の要件をすべて満たしていること。

#### (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のほか、次に掲げるものでないこと。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過しない者又は本業務

の企画提案書提出期間終了日の前6か月以内に手形、小切手の不渡りがあった者

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続き開始決定がされていない者

ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続き開始決定がされていない者

エ 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者

オ 千葉県から現に指名停止措置を受けている者

(2) 国税及び地方税を滞納していないこと。

(3) 概ね過去5年間に、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人、都道府県若しくは市町村等が設置する病院の計画策定(概ね120床以上の病院)に関する同種業務を元請として受託した実績を有すること。

#### 4 参加表明の意思確認

本プロポーザルに参加しようとする者は、以下に基づき参加表明を行うものとする。

(1) 提出書類

ア プロポーザル参加表明書(誓約書)(様式第1号。様式に示す添付書類を含む。)

イ 受託実績書(様式第2号。様式に示す添付書類を含む。)

ウ 業務実施体制書・配置予定者調書(様式第3号)

エ 法人の登記事項証明書

オ 最新の決算書

カ 納税証明書(提出前3か月以内に発行された国税及び地方税の滞納がないことを示すもの。)

(2) 提出部数及び提出方法

1部を、持参又は郵送(簡易書留又は一般書留に限る)による。

(3) 提出期限

令和7年1月20日(月)午後5時まで(必着)

(4) 提出先

下記16による。

(5) 提出書類の様式等の入手方法

必要な書類の様式等は、当院ホームページからダウンロードすること。

#### 5 参加資格の確認結果の通知

参加資格の確認結果は、令和7年1月23日(木)午後5時までに電子メールで通知する。

#### 6 事前審査

(1) 事前審査を実施する場合

参加資格を有する者が5者を超えた場合は、企画提案書類の提出を求める5者を選考する目的で事前審査を実施する。

(2) 事前審査の方法

事前審査は上記4(1)の参加表明提出書類に基づき、会社の業務実績等により行う。

### (3) 事前審査結果の通知

事前審査の実施の有無については、上記5の参加資格確認結果通知に合わせて、電子メールで連絡する。なお、事前審査を実施した場合の審査結果は令和7年1月23日(木)午後5時までに電子メールで通知する。

## 7 参加資格を有する者がいない場合及び1者の場合

### (1) 参加資格を有する者がいない場合

本プロポーザル手続を打ち切り、内容検討のうえ、再度公告するものとする。

### (2) 参加資格を有する者が1者の場合

当該1者を対象とし、本プロポーザル手続を続行する。

## 8 企画提案書類の提出

参加資格を有する者(上記6の事前審査により企画提案書類の提出を求めないこととした者を除く。)は、次の要領により企画提案書類を提出すること。

### (1) 提出書類

#### ア 企画提案書表紙(様式第5号)

※押印は正本1部のみとし、副本には押印不要(正本の写し可)

#### イ 企画提案書(様式第6号参考様式)

※様式第6号参考様式については任意の様式・文量で作成しても構わないが、企画提案項目1項目につきA4版4ページ(又はA3版片面折込み可)を限度とし、プレゼンテーションの持ち時間等を考慮して作成すること。

#### ウ 工程表(任意様式)

#### エ 見積書(人工、回数、単価等が分かる内訳書を添付し、法人の所在地、名称及び代表者名を記入し、代表者印を押印すること。)

※消費税及び地方消費税の税率は合計10%で計算し、税込みの合計金額を見積もること。

※押印は正本1部のみとし、副本には押印不要(正本の写し可)

#### オ 会社概要パンフレット等(参加表明書の添付書類として提出したものと同一のもの)

※上記ア～エはホチキス等で一綴りにすること。

### (2) 提出部数及び提出方法

6部(押印のある正本1部、副本5部)を、持参又は郵送による。

### (3) 提出期限

令和7年1月27日(月)午後5時まで(必着)

### (4) 提出先

下記16による。

### (5) 提出書類の様式等の入手方法

4(5)による。

## 9 企画提案に関する質疑応答

### (1) 質問の提出方法及び提出先

質問書(様式第4号)を、電子メール又はファクシミリにより、下記16の提出先へ提出すること。

### (2) 受付期間

令和6年12月24日(火)から1月9日(木)午後5時まで

### (3) 回答日時及び回答方法

令和7年1月15日(水)午後5時までに、随時質問者に対し電子メールで回答する。

## 10 審査方法等

### (1) 選定方法

各事業者の企画提案書に基づき、B棟改築工事基本実施設計見直しに係る調査業務プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)において、審査したうえで受託候補者を選定する。

### (2) 審査基準

別紙「審査基準表」のとおり。

### (3) プレゼンテーションの実施

企画提案内容を明瞭化し、適切な審査に付するため、次のとおりプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

ア 予定日時 令和7年1月30日(木)午後2時から

イ 実施場所 当院内会議室

ウ 時間設定 1者当りプレゼンテーション20分以内、質疑20分以内、合計40分以内とする。

※実施日、場所、各者の開始時間等は、改めて対象者に通知する。

### エ 実施方法

- ・提出された企画提案書類(上記8(1))のみを用いてプレゼンテーション及び質疑を行う。
- ・提案者の出席人数は3名以内とし、業務実施体制書(様式第3号)に掲げた者に限る。
- ・提出書類と同一の内容を映写してプレゼンテーションを実施する場合、電源及びスクリーン、プロジェクター(EPSON EB-1775W MODEL:H363D)は審査委員会が用意し、パソコン等の必要な機器類は提案者が用意すること。
- ・プレゼンテーション及びヒアリングは非公開とする。

## 11 受託候補者の選定

- (1) 審査委員会の委員は、提出書類、プレゼンテーションを基に提案者別に審査し、その結果に基づき評価点数を付す方法で審査を行う。

- (2) 審査委員会は、委員全員による平均点数（80点満点）に見積金額に応じた点数を加算した合計点数が60点以上（100満点）の企画提案者のうち、最高の点数である企画提案者を受託候補者として決定する。
- (3) 最高点数である企画提案者が同点で複数あるときは、当該複数者のうち審査基準表の「企画提案」の平均点が最高である者を受託候補者とする。
- (4) 上記7（2）により参加資格を有する者が1者であるときは、審査委員会の委員全員による平均点数が56点以上、かつ、審査委員会が認めた場合に限り、当該1者を受託候補者とする。

## 1.2 審査結果の通知及び公表等

- (1) 審査結果は、当院内部手続きを経た後、企画提案者全員に速やかに電子メールで通知するとともに当院ホームページで公表する。通知及び公表の内容は次のとおり。
  - ア 受託候補者の者名及び評価点数、企画提案者（受託候補者を含む）の者名（五十音順で表記）及び評価点数（点数順で表記）。なお、企画提案者が2者の場合は、受託候補者に選定されなかった企画提案者の得点は公表しない。
- (2) 審査結果の内容に関する問い合わせには一切応じない。
- (3) 失格要件
  - ア 提出書類に虚偽の記載があった場合
  - イ 限度額を超えた見積を提出した場合
  - ウ プレゼンテーション開始時間までに会場に来なかった場合
  - エ 審査の公平性を害する行為があったと、審査委員会が認める場合
  - オ その他、審査委員会が不適格と認めた場合

## 1.3 契約手続

- (1) 受託候補者と仕様及び契約条件等について、協議調整のうえ随意契約の手続きを開始する。なお、契約締結にあたり、再度見積書の提出を依頼する。
- (2) 受託候補者との契約が成立しなかった場合は、次点者と交渉を行うものとする。
- (3) 委託料の支払いは成果物及び業務完了届を提出し、検査合格後、請求書に基づき請求日から30日以内に支払うものとする。

## 1.4 提出書類の取扱い

- (1) 参加表明及び企画提案のため提出された書類（以下「提出書類」という。）の著作権は、提出者に帰属する。
- (2) 提出書類は、受託候補者を選定する目的に限り使用することとし、同目的以外の目的で使用しようとするときは、あらかじめ提出者から許可を受けなければならない。
- (3) 受託候補者を選定する事務において必要があるときは、複写して使用することがある。

- (4) 提出期限以降における提出書類の再提出及び差替えは認めない。
- (5) 提出書類は、返却しない。

#### 1.5 その他

- (1) 参加表明後プレゼンテーション実施までの間において、参加を辞退することとなった場合は、直ちに辞退届（任意様式）を提出すること。
- (2) 本プロポーザルへの参加に係る一切の費用は、参加者の負担とする。
- (3) 本要領に基づくプロポーザル（結果の公表等を含む。）の結果、参加者に損害が生じても、当院はその責めを負わない。

#### 1.6 提出先及び問合せ先

〒299-4192 千葉県茂原市本納2-7-7

公立長生病院事務部総務課

担当者 企画財政係 緑川・古山

電話 0475-34-2121

FAX 0475-34-4710

E-Mail ki-zai@chouseihp.jp

ホームページ <http://www.chouseihp.jp/>